

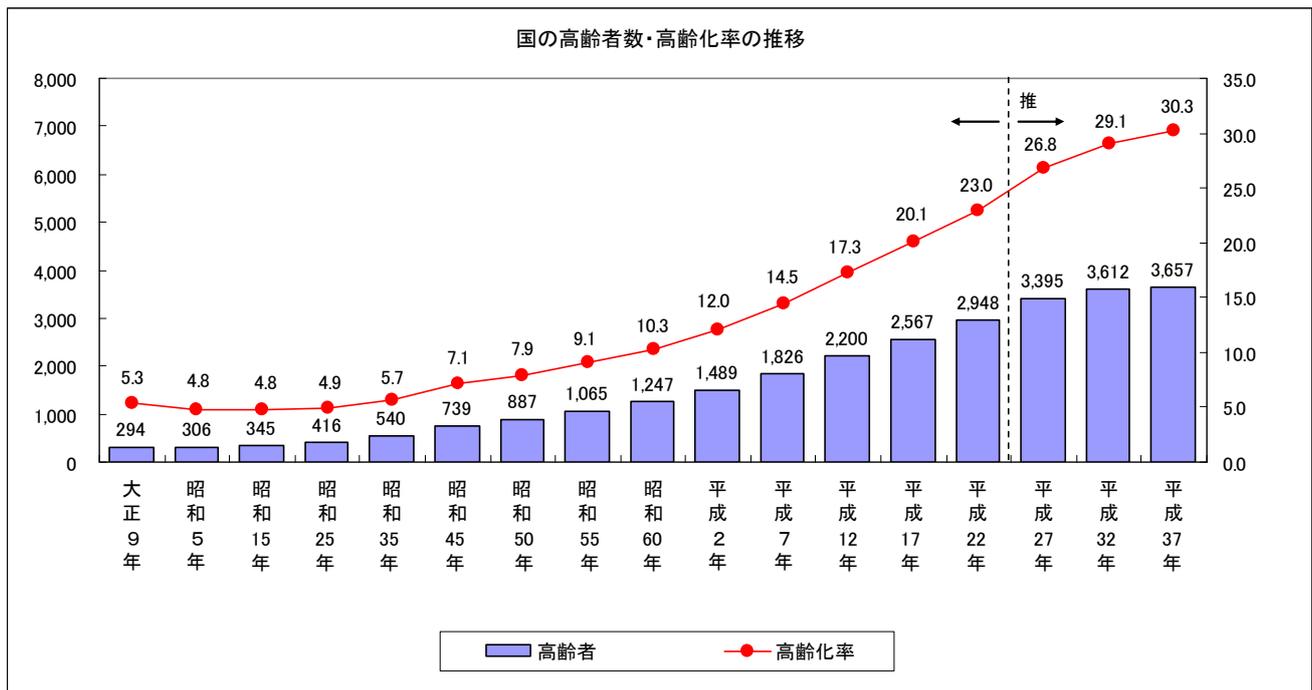
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### 1 - 1 超高齢社会の到来

わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成7年の1,826万人（総人口の14.5%）から平成22年の2,948万人（23.0%）へと、この15年間に大幅に増加しています。

また、平成19年10月1日の高齢者人口は2,746万人となり、高齢化率は21.5%と初めて21%を超え、超高齢社会に移行しています。本計画期間中でもある平成24年度には団塊世代の一部が高齢期を迎えるなど、ますます高齢化が進んでいくと予想されます。



資料：平成22年までは「国勢調査」、平成27年以降は「人口問題研究所・日本の将来推計人口」

### 1 - 2 高齢者を取り巻く課題

高齢者の増加とともに、認知症高齢者も増加傾向にあります。国の推計では認知症高齢者は、平成22年には208万人、平成27年には250万人まで増加すると見込んでおり、超高齢社会において認知症高齢者対策は非常に重要な課題となっています。

また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が挙げられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になってくると考えられます。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、老人福祉法に規定された「老人保健福祉計画」及び介護保険法に規定された「介護保険事業計画」を合わせて一体的に策定したものです。

また、本計画は、上位計画となる「瑞浪市第5次総合計画」や、関連する他の計画との調和を保ちながら、本市の高齢者に対する福祉施策の基本的な方向を明らかにし、平成24年度から平成26年度までの3年間の各年度の具体的な目標を定めたものです。

### 「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の法的位置付け

#### (1) 老人保健福祉計画

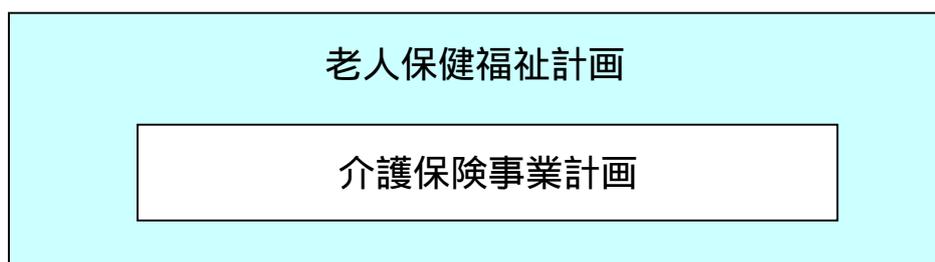
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づいて「老人保健福祉計画」として策定します。高齢者保健福祉施策を総合的に推進する上で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力し合って取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

#### (2) 介護保険事業計画

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づいて「介護保険事業計画」として、本市における介護保険事業の円滑な実施等について明示することを目的に策定するものです。

本計画は「第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定するとともに、県の介護保険事業計画、市の総合計画及び他の関連計画と整合性を図りながら策定するものとします。

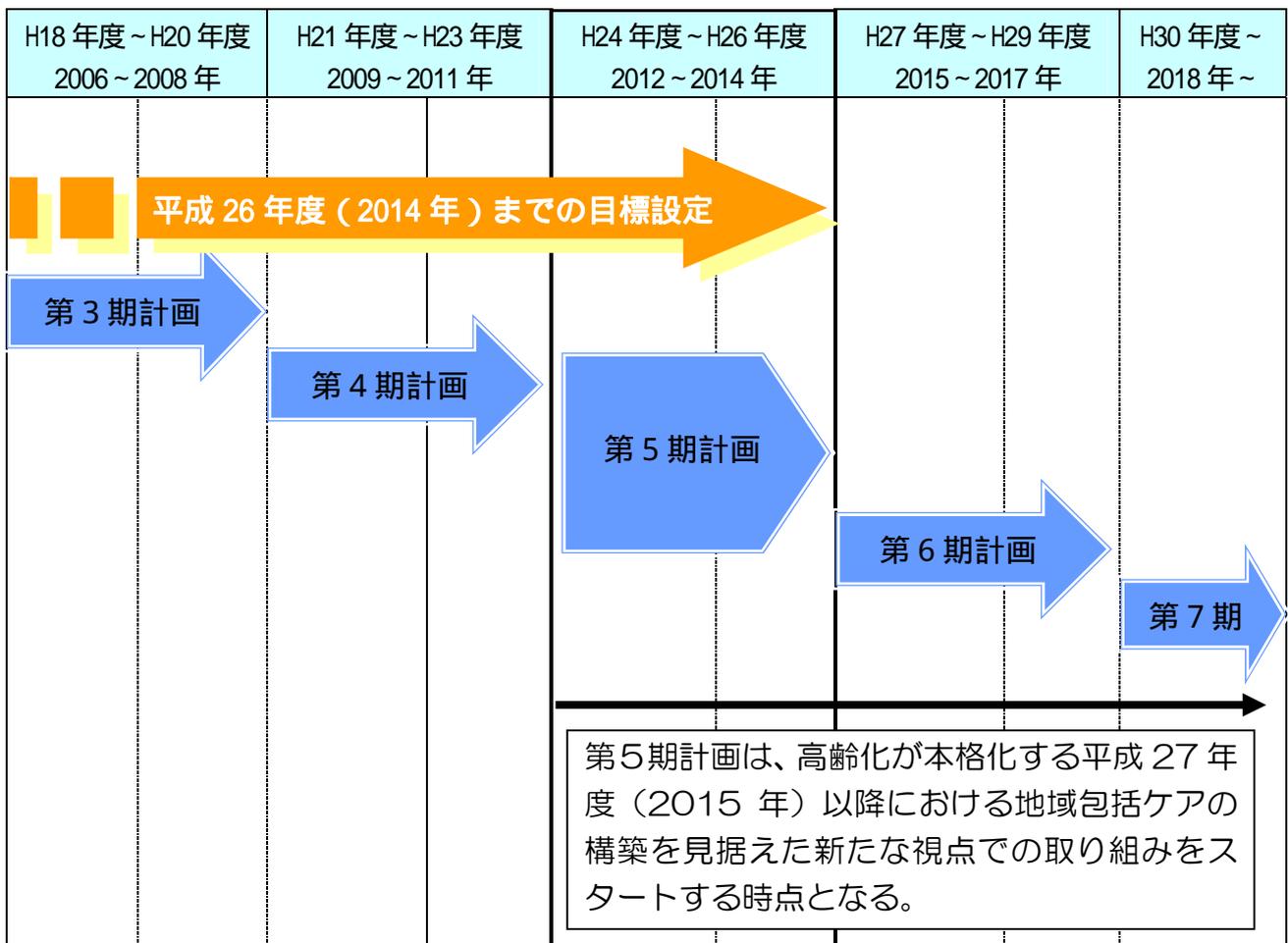
### 老人保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図



老人保健福祉計画という名称については、平成20年4月に老人保健法における老人保健計画の規定が廃止され、法律上では「保健」を入れる必要はなくなりましたが、本市においては、高齢者保健福祉施策を一体的に推進していくためにも今後も継続して「老人保健福祉計画」とします。

## 3 計画の期間

第3期計画は、平成18年度から平成20年度までの3か年を計画期間とし、平成17年度に策定しました。また、平成26年度を目標とする長期計画の中間段階として位置付けられた第4期計画は平成20年度に策定しました。そして、計画の最終段階である第5期計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3年を計画期間とします。加えて、平成27年度以降における地域包括ケアの構築を見据えて、段階的に施策内容を充実強化させていく出発点となります。



## 4 第5期計画の策定の基本指針

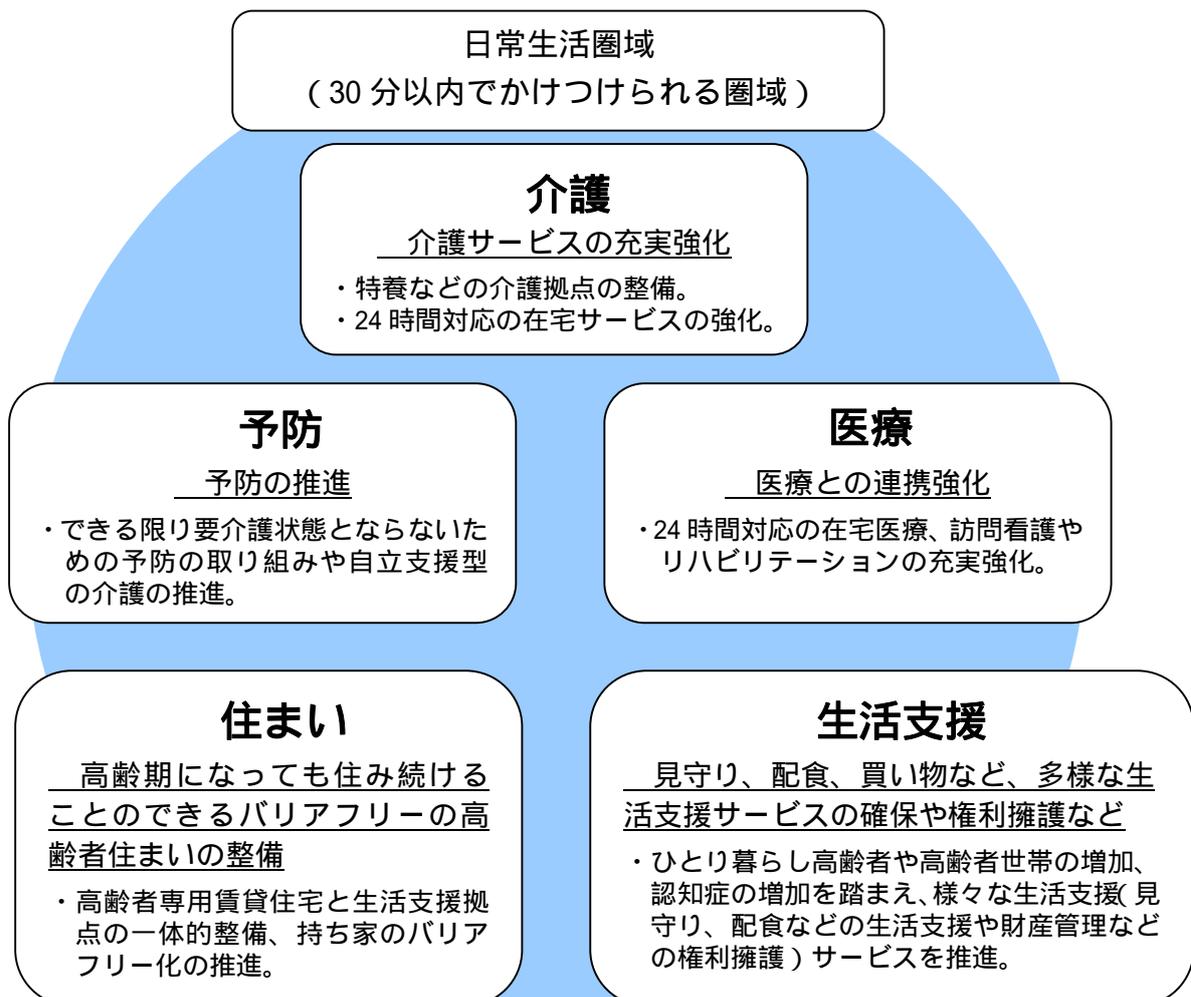
### 4 - 1 地域包括ケアの推進

第5期の介護保険事業計画は、第3期計画、第4期計画の延長線上に位置付けられることから、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要です。この取り組みに当たっては、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

また、「地域包括ケア」の考え方については、これまでも示されてきましたが、平成24年度からの第5期計画においては更に強化して取り組んでいく必要があります。

#### 【地域包括ケアシステムについて】

地域包括ケアを実現するためには、下記の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた～の適切な組み合わせによるサービス提供）継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われる必要があります。



## 4 - 2 計画における重点事項

第5期計画における一番大きなポイントは「地域包括ケアシステム」の構築です。

地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たり、第5期計画では地域の実情に応じて、以下の4つの重点事項を計画に位置付けるよう、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されています。

### 1 認知症支援策の充実

例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等。

### 2 在宅医療の推進

例：行政と医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等。

### 3 高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備

例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅供給目標の記載等。

### 4 生活支援サービス（介護保険外サービス）

例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等。



## 5 計画の策定体制

## 5 - 1 策定委員会の設置

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、医療・保健・福祉関係者、被保険者（市民）代表、有識者、行政機関による、瑞浪市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を設置し、高齢者施策全般に対して検討を重ねました。

## 5 - 2 高齢者実態調査の実施

本計画には地域住民の意見を盛り込むことが必要であり、介護保険事業計画の見直しに先立ち、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見・要望等を把握することにより、今後、介護保険制度が利用者にとってより良いものとなるよう、介護保険事業運営の基礎資料とするために高齢者実態調査を実施しました。

| 区 分   | 一般高齢者                     | 要介護認定者       | 日常生活圏域ニーズ                           | 介護支援専門員                           | サービス提供事業者                       |
|-------|---------------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 調査地域  | 瑞浪市全域                     |              |                                     |                                   |                                 |
| 調査対象  | 要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者 | 要介護認定を受けている者 | 介護認定を受けていない高齢者及び要支援1～要介護2の認定を受けている者 | 本市の要支援・要介護認定者をケアマネジメントしている介護支援専門員 | 本市の要支援・要介護認定者に対してサービスを提供している事業者 |
| 対象者数  | 1,000                     | 800          | 2,000                               | 70                                | 28                              |
| 回収数   | 785                       | 523          | 1,686                               | 70                                | 28                              |
| 有効    | 782                       | 514          | 1,686                               | 70                                | 28                              |
| 無効    | 3                         | 9            | 0                                   | 0                                 | 0                               |
| 有効回収率 | 78.2%                     | 64.3%        | 84.3%                               | 100.0%                            | 100.0%                          |
| 抽出方法  | 無作為抽出                     | 無作為抽出        | 無作為抽出                               | 全数調査                              | 全数調査                            |
| 調査方法  | 郵送配付・回収                   |              |                                     |                                   |                                 |
| 調査時期  | 平成23年1月～2月                |              |                                     |                                   |                                 |